

## 第 1 類 動物（生きているものに限る。）

### 注

- 1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。
  - (a) 第 03.01 項、第 03.06 項、第 03.07 項又は第 03.08 項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
  - (b) 第 30.02 項の培養微生物その他の物品
  - (c) 第 95.08 項の動物